

修正対象物品の令和6年度における輸入数量

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の8第4項の規定に基づき、令和6年度の初日等から令和6年7月31日までの修正対象物品の各輸入数量を下記のとおり公表する。

記

1. 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(日豪EPA)

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
1	生鮮等牛肉	オーストラリア	145,000 トン	34,988 トン	110,012 トン
2	冷凍牛肉	オーストラリア	210,000 トン	65,722 トン	144,278 トン

2. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)(牛肉以外)

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
4	豚肉(基準価格以上)	オーストラリア	578 トン	95 トン	483 トン
5	豚肉(基準価格以上)	カナダ	268,375 トン	85,177 トン	183,198 トン
6	豚肉(基準価格以上)	シンガポール	0 トン	0 トン	0 トン
7	豚肉(基準価格以上)	チリ	44,384 トン	15,541 トン	28,843 トン
8	豚肉(基準価格以上)	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
9	豚肉(基準価格以上)	ブルネイ	0 トン	0 トン	0 トン
10	豚肉(基準価格以上)	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
11	豚肉(基準価格以上)	ペルー	0 トン	0 トン	0 トン
12	豚肉(基準価格以上)	マレーシア	0 トン	0 トン	0 トン
13	豚肉(基準価格以上)	メキシコ	148,550 トン	42,146 トン	106,404 トン
14	豚肉調製品	オーストラリア	17 トン	3 トン	14 トン
15	豚肉調製品	カナダ	58 トン	29 トン	29 トン
16	豚肉調製品	シンガポール	0 トン	1 トン	超過済
17	豚肉調製品	チリ	0 トン	0 トン	0 トン
18	豚肉調製品	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
19	豚肉調製品	ブルネイ	0 トン	0 トン	0 トン
20	豚肉調製品	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
21	豚肉調製品	ペルー	0 トン	0 トン	0 トン
22	豚肉調製品	マレーシア	0 トン	0 トン	0 トン
23	豚肉調製品	メキシコ	0 トン	0 トン	0 トン
24	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	発効国全体	7,000 トン	25 トン	6,975 トン
25	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	発効国全体	6,167 トン	169 トン	5,998 トン
26	オレンジ	発効国全体	47,000 トン	※トン	ー トン

27	SPF製材	カナダ	1,762,000 m ³	216,995 m ³	1,545,005 m ³
28	パーティクルボード	ニュージーランド	71,600 m ³	8,547 m ³	63,053 m ³
29	OSB等	カナダ	251,000 m ³	32,543 m ³	218,457 m ³
30	熱帯産木材合板	マレーシア	1,169,400 m ³	154,895 m ³	1,014,505 m ³
31	合板	ベトナム	258,000 m ³	56,640 m ³	201,360 m ³
32	広葉樹合板	マレーシア	689,800 m ³	34,026 m ³	655,774 m ³
33	針葉樹合板	カナダ	7,600 m ³	264 m ³	7,336 m ³
34	針葉樹合板	チリ	19,000 m ³	134 m ³	18,866 m ³
35	針葉樹合板	ニュージーランド	67,200 m ³	271 m ³	66,929 m ³
36	豚肉(基準価格未満)	発効国全体	114,000 トン	269 トン	113,731 トン

3. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(日欧EPA)(牛肉以外)

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
38	豚肉(基準価格以上)	欧州連合	400,747 トン	110,238 トン	290,509 トン
39	豚肉調製品	欧州連合	3,836 トン	1,187 トン	2,649 トン
40	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	欧州連合	3,233 トン	1,724 トン	1,509 トン
41	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	欧州連合	2,800 トン	102 トン	2,698 トン
42	オレンジ	欧州連合	2,000 トン	※トン	－トン
43	豚肉(基準価格未満)	欧州連合	79,800 トン	98 トン	79,702 トン

4. 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(日米貿易協定)(牛肉以外)

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
45	豚肉(基準価格以上)	アメリカ合衆国	289,014 トン	83,190 トン	205,824 トン
46	豚肉調製品	アメリカ合衆国	1,044 トン	243 トン	801 トン
47	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	アメリカ合衆国	7,000 トン	101 トン	6,899 トン
48	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	アメリカ合衆国	6,167 トン	219 トン	5,948 トン
49	オレンジ	アメリカ合衆国	44,650 トン	※トン	－トン
50	豚肉(基準価格未満)	アメリカ合衆国	114,000 トン	269 トン	113,731 トン

5. 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定(日英EPA)(牛肉以外)

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
52	豚肉(基準価格以上)	英国	401,802 トン	110,705 トン	291,097 トン
53	豚肉調製品	英国	3,836 トン	1,187 トン	2,649 トン

54	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	英国	3,233 トン	1,724 トン	1,509 トン
55	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	英国	2,800 トン	102 トン	2,698 トン
56	オレンジ	英国	2,000 トン	※ トン	ー トン
57	豚肉(基準価格未満)	英国	79,800 トン	98 トン	79,702 トン

【備考】

- ・ 項番号は、関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)別表第1の項番号。
- ・ 1の項及び2の項の各輸入数量には、オーストラリアを原産地とするCPTPP適用牛肉の各輸入数量を含む(関税暫定措置法施行令第19条の3)。
- ・ 3の項、37の項、44の項及び51の項(牛肉)は、別途公表。
- ・ 47の項の輸入数量には24の項の輸入数量、48の項の輸入数量には25の項の輸入数量、50の項の輸入数量には36の項の輸入数量、52の項の輸入数量には38の項の輸入数量、53の項の輸入数量には39の項の輸入数量、54の項の輸入数量には40の項の輸入数量、55の項の輸入数量には41の項の輸入数量、56の項の輸入数量には42の項の輸入数量、57の項の輸入数量には43の項の輸入数量を含む(関税暫定措置法施行令第19条の3)。

※ 26の項、42の項、49の項及び56の項(オレンジ)は、12月1日から毎月末までの修正対象物品の輸入数量を公表(関税暫定措置法施行令第19条の9)。